（報告書の提出時期及び手続）

第二十条　特定会社は、事業年度終了後一月以内に、認定地方公共団体に対して、次に掲げる事項を記載した別記様式第十二による実施状況報告書を提出するものとする。

一　前年度の確認に係る特定地域再生事業の実施状況

二　前年度の収支決算

三　株式投資契約その他の資金の調達に関する実績

2　認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、確認に係る特定地域再生事業を適切に実施していると認めるときは、特定会社に対して、別記様式第十三による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面を交付するものとする。

3　認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、特定会社に対して、別記様式第十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

4　特定会社は、第二項の書面の交付を受けたときは、当該特定会社の株式を払込みにより取得した個人に対して、第一項の報告による当該書面の交付を受けた旨を証する書面を交付するものとする。

（特定会社に係る株式の払込みの確認等）

第二十一条　特定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、株式投資契約その他の資金の調達に関する契約の締結状況について、別記様式第十五の報告書を認定地方公共団体に提出するものとする。

2　特定会社により発行される株式を金銭による払込みにより取得を行おうとする個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該特定会社は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該民法組合等の組合契約書の写し

二　当該民法組合等が取得した当該株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三　別記様式第十六による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

3　認定地方公共団体は、第一項の報告書に関し、確認に係る特定地域再生事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、特定会社に対し、別記様式第十七による当該事業が適切に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。

4　認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、特定会社に対して、別記様式第十八によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5　特定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、株式投資契約を締結した個人に対し、当該書面の交付を受けた旨を証する書面（次項において「認定書交付証明書」という。）を交付するものとする。

6　認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した特定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした特定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該特定会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、別記様式第十九による申請書一通を認定地方公共団体の長に提出するものとする。

7　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　第十九条第四項の規定により交付を受けた確認書の写し

二　当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

三　当該個人が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

四　会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

五　外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、株式投資契約を締結した契約書の写し

六　前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

8　認定地方公共団体の長は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の特定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第二十による確認書を交付するものとする。

9　認定地方公共団体の長は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の特定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第二十一によりその旨及びその理由を通知するものとする。

別記様式第１中「５―２　法第５章の特別の措置を適用して行う事業」を、「５―２　特定政策課題（法第５章の特別の措置を適用して行う事業）」に、「５―３　その他の事業」を「５―４　その他の事業（地域再生法第５条第４項第３号の事項を記載する場合のみ）」に、「注　１、４及び７に関する事項については、記載するよう努めること。」を「注　１、４及び７に掲げる事項については、５―２に掲げる事項には、事業の実施により」に改める。

別記様式第二中「注　１、４及び７に掲げる事項については、記載するよう努めること。」を「注　１、４及び７に掲げる事項については、より」に改める。

別記様式第三中「注　１、４及び７に掲げる事項については、記載するよう努めること。」を「注　１、４及び７に掲げる事項については、よりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度を記載してください。」に改める。

別記様式第四中「第20条第５項」を「第14条第５項」に改める。

別記様式第四中「第20条第１項」を「第14条第１項」に改め、同様式の次に次の十八様式を加える。

別記様式第５（第16条関係）

特定地域再生支援利子補給金支給申請書

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

住所

指定金融機関の名称及び代表者の氏名　　印

地域再生法第15条第２項において準用する同法第14条第５項の規定に基づき、下記のとおり特定地域再生支援利子補給金の支給を申請します。

記

１．特定地域再生支援利子補給金申請額

２．特定地域再生支援利子補給金振込先

（振込先金融機関名・店舗名・預金の種別・口座番号・預金の名義を記載）

３．支給の根拠となる利子補給契約の締結年月日

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第６（第17条関係）

指定金融機関の指定申請書

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

住所

金融機関の名称及び代表者の氏名　　印